

(第五部)

第二回参議院文教委員会會議錄第八号

(四一四)

昭和二十三年七月一日(木曜日)午後一時三十分開会

本日の会議に付した事件

○教科書の発行に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田中耕太郎君) 只今から委員会を開会いたします。速記を止め

午後一時三十一分速記中止

午後二時六分速記開始

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め

○政府委員(福田清助君) 只今の御質問の点であります。先般岩間委員の御質問にもお答え申し上げたと記憶いたしますが、この度のこの法律は、教科用図書委員会が答申されました要綱に基きまして、これを基本といたしまして、法的な整備をいたしたわけであり

ます。法律そのものは、丁度この四月以降、教科用図書委員会を開くだけの予算が、暫定予算の關係等でなかつたのでございまして、又この法律を六月十日までは是非とも国会に提出しなければならぬという状態にありましたので、法律そのものは御相談いたさなかつたのであります。十分この教科用図書委員会の趣旨をここに体して、法制化したものと、私共は信ずる次第でありまして、又先般も証人として立たれました第三特別小委員会の委員長平井氏の御話にも、同様な御趣旨はあつたと記憶いたすような次第でございます。今後と雖も教科用図書委員

第五部 文教委員会會議錄第八号

昭和二十三年七月一日【参議院】

会におきまして、教科用図書行政の全般に互つて、段々と審議を進められ、各種の圖案があらうと存じます。文部省におきましては、もとよりこれを教科用行政における重要な参考意見として十分尊重いたしまして、その趣旨に従つて実施いたしたいと思ひます。只今岩間委員のお話のような線に沿つて努力いたしたいと考えております。

○岩間正男君 その後第三特別小委員会の委員の諸君と機会がありまして、その情勢を確かに座談会の席上で聞いたのでありますが、例えば定額の決定の仕方などについては、全然語られていないことを聞いたのであります。が、そうして第三特別小委員会においては、新たにこの会を開いて、それを文部省の方に申入れた、この法案に対する意見を具申したということを感じておりますが、これについてはどうなつておりますか。

○政府委員(福田清助君) 先程申しましたように、五月六日の答申が骨子でありまして、これを根本として、この度の検定制度の全般に互つて計画をいたしましたのであります。その計画を纏めましたものがお手許に差上げたかと思ひますが、「教科書検定に関する新制度の解説」というパンフレットでありまして、これは教科用図書委員会の委員長にも内閣をして貰つておりますし、又これを全国各地で会議を開いて説明いたしますに當りましては、教科用図書委員会の委員長を始め、各委員がそれぞれ各地へ出られまして、我々と共

にこの解説に當つておられます。即ち教科用図書委員会におきましても、正式の会議にこれを掲げたのでありませうが、その内容は御了解あつたものと私共は信じておりました。而してその中にこの定額の認可というものはあるものであります。又定額の認可ということは、今寧ろ新しく、新しい制度として論ずるまでもなく、すでに終戦後検定教科書及び国定教科書について現に行なつておることでもあります。教科用図書委員会が、一月、二月に會議が開かれておりました間におきまして、これに對しては一点の反対意見、争ひ意見もなく終始いたしたのであります。そういうわけでありまして、教科用図書委員会の、この法案提出に至りますまでの期間における御意見を体したものと取扱つて参つたのであります。然るに最近教科用図書委員会におきまして、只今岩間委員のお話のように、定額の認可を取りたいという意見が持上つて来ておる、そのことは事實であります。この法案を提出いたしますまでの間の状況は、今申し上げたようなことでござい

ます。○岩間正男君 議事進行についてちよつと、一討論に移つて頂きたいと思ひますが……

○委員長(田中耕太郎君) 打切りに賛成の方が多数のようであります。○岩間正男君 今の御提案もあつたのでありますが、やはり明らかにして置くことが、今後の運営のために必要だといふような点について……時間の關係もありましかれども、私も長いことでなく、もう二、三点についてお答えを得たいと思つてあります。……○委員長(田中耕太郎君) ちよつと申上げますが、先程御質問になつた点が随分今まで相當に御質問になつた点が多いように伺つたのでございまして、……○岩間正男君 新らしい情勢について、どうなつておるかということを見て見たいと思ひます。

○矢野龍雄君 動議が成立したのだから、もう進行したらいいでしよう。

○委員長(田中耕太郎君) 多数の方が終結したらいという動議に賛成されましたので、進行したらいと思ひます。別に御発言がありませんければ、本案に対する御質疑は終了したものと認めます。それではこれから討論に入ります。御意見のおありになる方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。……別にお発言はございませんか。御意見が盡きたようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議はございませんか。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれから採決に移ります。教科書の発行に関する臨時措置法案、本案を可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(田中耕太郎君) 多数と認めます。では教科書の発行に関する臨時措置法案は可決することに決定いたしました。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案の可決に賛成せられました方は、順次御署名をお願いいたします。

ました上は、これが運営に御趣旨を体
しまして万全を期して参りたいと思
次第であります。この際この趣旨を明
らかにして皆様へ感謝いたします。
○委員長(田中耕太郎君)速記を止めて
下さい。

午後二時十六分速記中止

午後五時四十四分速記開始

○委員長(田中耕太郎君)速記を始め
て……。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後五時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事

委員

政府委員

文部政務次官 岩木 哲夫君
文部事務官 稲田 清助君
(教科書局長)

六月三十日本委員会に左の事件を付託
された。

一、教科書の発行に関する臨時措置
法案(第百三十八号)(予備審査の
ための付託は六月十日)

昭和二十三年八月二十日印刷

昭和二十三年八月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局